

作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部危機管理規程

(目的)

第1条 この規程は、作新学院大学、作新学院大学女子短期大学部（以下「本学」という）において発生するさまざまな事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、学校法人船田教育会危機管理規則第3条第3項ならびに第4項にもとづいて、危機管理体制及び対処方法等を定めることを目的とする。

(危機管理の対象)

第2条 前条の目的を達成するため、この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本学の研究教育活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 学生、教職員及び近隣住民等の安全に係わる重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 社会的影響の大きな事象
- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう事象
- (6) その他、前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要な事象

(危機管理のための学長等の責務)

第3条 作新学院大学学長および作新学院大学女子短期大学部学長（以下「学長」という）は、本学における危機管理を総括する責任者として、学校法人船田教育会全体の危機管理体制と連携を図りつつ、本学の危機管理体制の充実に努めなければならない。

2 作新学院大学学部長（以下「大学学部長」という）、作新学院大学学生部長（以下「大学学生部長」という）、作新学院大学女子短期大学部幼児教育科長（以下「短大科長」という）及び事務局長は、学長を補佐し、危機管理体制の充実に努めなければならない。

3 教職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第4条 学長、副学長、大学学部長、大学学生部長、短大科長及び事務局長は、危機管理に関する資料の配布、研修の実施等により、本学における日常的な危機管理体制の充実を図るものとする。

2 学長、副学長、大学学部長、大学学生部長、短大科長及び事務局長は、法令及び関係する学校法人船田教育会規則等に従い、学生、教職員及び近隣住民等が本法人に起因する危機事象により災害等をこうむることのないよう、常に配慮しなければならない。

3 学長、副学長、大学学部長、大学学生部長、短大科長及び事務局長は、危機管理に当たり、学生、教職員及び近隣住民等に対する必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

(危機管理員)

第5条 学長の下に危機管理員を置く。

2 危機管理員は、学長の指揮の下に、本学全体として対処が必要な危機管理に当たる。

3 危機管理員は、次の者をもって充てる。

- (1) 副学長

- (2) 大学学部長
- (3) 大学学生部長
- (4) 短大科長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が指名する者

(危機に関する通報等)

第6条 教職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、遅滞なく、危機管理員に通報しなければならない。

- 2 危機管理員は、前項の通報を受け又は自ら危機事象が発生若しくは発生するおそれがあることを察知した場合は、直ちに学長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、学長と対処方針を協議しなければならない。

(本学における危機への対処等の権限)

第7条 学長は、危機事象が本学のみに係る場合であって、本学限りで対処することが適切と判断するときは、その内容、対処方針等を理事長に報告し、了解を得て、当該学校限りで対処することができる。この場合において、学長は、随時、危機事象への対処の状況等を理事長に報告しなければならない。

(対策本部の設置)

第8条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断した場合は、直ちに当該危機事象に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長 学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- (2) 副本部長 危機管理員及び関係教職員の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部長 危機管理員及び関係教職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

- 3 本部長は、危機事象への対処が終了したときは、対策本部を解散する。

(対策本部の業務)

第9条 対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 危機事象に関する情報の取得、管理
- (2) 対応策の検討、決定、実施
- (3) 主務官庁との連絡
- (4) 報道機関への対応
- (5) 再発防止策の検討、決定、実施
- (6) その他危機事象への対処のために必要な事務

- 2 対策本部の事務は、大学事務局総務課が主管する。

(対策本部の権限)

第10条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速かつ的確に危機事象に対処しなければならない。

- 2 対策本部は、教職員に対し、危機事象に対処するために必要な指示をすることができ、教職員はこれに従わなければならない。

3 対策本部は、危機事象への対処に当たり、理事会の審議その他本学の規則等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合、対策本部は、危機事象の対処の終了後、遅滞なく、対処の経過を理事長に報告しなければならない。

(学長職務の代理等)

第11条 学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、あらかじめ別表に定めた代理者がその順位に従い、その職務を代理し、又はその職務を行い、この規則に基づいて危機事象に対処する。

(雑則)

第12条 本学の危機管理に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

順位	代理者となる者	備考
1	副学長	
2	大学学部長	県内在住者優先
3	大学学生部長	
4	短大科長	